

生 衛 第 7 0 5 号
令和 4 年 1 2 月 2 3 日

各保健所長 殿

保健福祉部長

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部改正について

このことについて、別添のとおり一部改正し、令和 4 年 1 2 月 2 3 日に公布し、令和 5 年 4 月 1 日から施行しますので、関係業者への指導について、よろしく願います。

なお、岡山県公衆浴場業生活衛生同業組合及び岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合には、別添のとおり通知済であることを申し添えます。

記

1 改正の背景

令和元年 9 月 1 9 日及び令和 2 年 1 2 月 1 0 日付けで、厚生労働省により示された公衆浴場における衛生等管理要領（「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」）が改正されたことから、これらの入浴施設の構造設備と衛生措置の基準について見直しを行ったものです。

2 主な改正内容

(1) 構造設備に関する基準の追加

ア 調節箱を設ける場合は、清掃が容易に行える構造とし、かつ、調節箱内の温水を塩素系薬剤等により消毒することができる構造とすること。

イ 原水（原湯の原料に用いる水を除く。）及び原湯は、浴槽水の水面より上の位置から注入される構造とすること。

ウ 浴槽水を循環させる設備を設けるときは、次のとおりとする。

(ア) 循環ろ過した浴槽水は、浴槽の底部又は底部に近い部分から供給さ

れる構造とすること。

(イ) 浴槽水の消毒に使用する薬剤の注入口は、浴槽水がろ過装置に入る直前に設けること。

エ 浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設けるときは、点検、清掃及び排水が容易に行える構造とすること。

オ 配管を有する水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造とすること。

(2) 衛生措置に関する基準の追加

ア 気泡発生装置又はジェット噴射装置に使用する浴槽水は、毎日完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。

イ オーバーフロー水を再利用しないこと。

ウ 設備、装置及び配管は、定期的に消毒するとともに、適宜清掃等を行うこと。

(3) 公衆浴場の男女を混浴させないこととする年齢を、おおむね10歳以上からおおむね7歳以上に改める。

※ (1) のア～オ及び(2) のア、イについては既存施設には当分の間適用しない。

3 施行日

令和5年4月1日

4 県公報URL

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/826059_7802600_misc.pdf

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課(室)

【条 例】

- 個人情報保護に関する法律施行条例
- 岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例
- 岡山県新進美術家育成支援基金条例の一部を改正する条例
- 岡山武道館条例の一部を改正する条例
- 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

【解 説】

- 公布した条例の解説

総務学事課

人事課

税務課

文化振興課

スポーツ振興課

生活衛生課

建築指導課

人事課

総務学事課

目次

担当課(室)

岡山武道館条例（昭和四十五年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表の一の(一)の表中「四、四三〇円」を「六、九一〇円」に、「五、九三〇円」を「九、一五〇円」に、「一〇、三八〇円」を「二六、一九〇円」に、「一六、一三〇円」を「二五、三二〇円」に、「三、九六〇円」を「四、六一〇円」に、「二七、一一〇円」を「四二、三〇〇円」に、「四二、一〇〇円」を「六五、六七〇円」に、「五四、四七〇円」を「八四、九七〇円」に、「一〇二、七六〇円」を「一六〇、三〇〇円」に、「一四、七六〇円」を「三三、〇二〇円」に、「七四、二七〇円」を「一二五、八六〇円」に、「九七、八三〇円」を「一五二、六一〇円」に、「一四八、六五〇円」を「三三二、八九〇円」に、「二四五、三五〇円」を「三八二、七四〇円」に、「三七、〇八〇円」を「五七、八四〇円」に、「七、四一〇円」を「二一、五五〇円」に、「一一、六一〇円」を「一八、二二〇円」に、「一九、四八〇円」を「三〇、三八〇円」に、「三一、四二〇円」を「四九、〇一〇円」に、「六、八〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「八一、七〇〇円」を「一二七、四五〇円」に、「一一七、六三〇円」を「一八三、五〇〇円」に、「一五六、〇八〇円」を「二四三、四八〇円」に、「二九四、九〇〇円」を「四六〇、〇四〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和五年二月一日から施行する。

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第五十五号

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第一条 公衆浴場法施行条例（昭和三十二年岡山県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「及び第七号」を「、第七号及び第四条第一号ヨ」に改め、同条に次の一号を加える。

ハ 調節箱 洗いの給湯栓から供給される温水の温度を調節するための槽をいう。

第四条第一号中カを削り、ワをカとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 調節箱を設ける場合は、清掃が容易に行える構造とし、かつ、調節箱内の温水を塩素系薬剤等により消毒することができる構造とすること。

第四条第一号ヨを次のように改める。

ヨ 原水（原湯の原料に用いる水を除く。）及び原湯は、浴槽水の水面より上の位置から注入される構造とすること。

第四条第一号中ネをムとし、ツをラとし、ソをナとし、レをツとし、同ツの次に次のように加える。

ネ 配管を有する水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造と

すること。

第四条第一号中タをソとし、同号ヨの次に次のように加える。

タ 浴槽水を循環させる設備を設けるときは、次のとおりとする。

- (1) ヘアキャッチャー（浴槽水を再利用する際に浴槽水中の毛髪その他の比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう）、一時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有するろ過装置及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けること。ただし、これらと同等の措置を行う場合は、この限りでない。
- (2) 循環ろ過した浴槽水は、浴槽の底部又は底部に近い部分から供給される構造とすること。
- (3) 浴槽水の消毒に使用する薬剤の注入口は、浴槽水がろ過装置に入る直前に設けること。

レ 浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設けるときは、次のとおりとする。

- (1) 空気取入口にフィルター等を設け、土ばこり等が入らない構造とすること。
- (2) 点検、清掃及び排水が容易に行える構造とすること。

第四条第二号二中「について」を「（気泡発生装置又はジェット噴射装置に使用する浴槽水を除く。）

について」に改め、同号ト及びチを次のように改める。

ト オーバーフロー水（浴槽からあふれ出た湯水をいう。）を再利用しないこと。

チ 設備、装置及び配管は、定期的に消毒するとともに、適宜清掃等を行うこと。

第四条第二号レ中「十歳」を「七歳」に改める。

第五条第一号へ中「及びカからネまで」を「、ワ及びヨからムまで」に改める。

第六条第一号へ中「及びネ」を「、ワ、ヨ及びム」に改め、同条第二号二中「ロ」を「ロ、チ」に改める。

（旅館業法施行条例の一部改正）

第二条 旅館業法施行条例（昭和四十五年岡山県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号イ中「については、」を「（気泡発生装置又はジェット噴射装置に使用する浴槽水を除く。）については、」に改め、同号ロ中「チ」を「チ及び第六条第一項第一号ニ」に改め、同号ハ中「及び第六条第一項第一号ハ」を「並びに第六条第一項第一号ホ(1)及び(3)」に改め、同号ニ及びホを次のように改める。

ニ オーバーフロー水（浴槽からあふれ出た湯水をいう。）を再利用しないこと。

ホ 設備、装置及び配管は、定期的に消毒するとともに、適宜清掃等を行うこと。

第四条第四号チ中「、」を「第六条第一項第一号ニにおいて同じ。、」に改める。

第六条第一項第一号ハ及びニを次のように改める。

ハ 調節箱（洗いの給湯栓から供給される温水の温度を調節するための槽をいう。以下この号において同じ。）を設ける場合は、清掃が容易に行える構造とし、かつ、調節箱内の温水を塩素系薬剤等により消毒することができる構造とすること。

ニ 原水（原湯の原料に用いる水を除く。）及び原湯は、浴槽水の水面より上の位置から注入される構造とすること。

第六条第一項第一号中ホをトとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 浴槽水を循環させる設備を設けるときは、次のとおりとする。

- (1) ヘアキャッチャー（浴槽水を再利用する際に浴槽水中の毛髪その他の比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう）、一時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有するろ過装置及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けること。ただし、これらと同等の措置を行う場合は、この限りでない。
- (2) 循環ろ過した浴槽水は、浴槽の底部又は底部に近い部分から供給される構造とすること。
- (3) 浴槽水の消毒に使用する薬剤の注入口は、浴槽水がろ過装置に入る直前に設けること。

ヘ 浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設けるときは、次のとおりとする。

- (1) 空気取入口にフィルター等を設け、土ほこり等が入らない構造とすること。
- (2) 点検、清掃及び排水が容易に行える構造とすること。

第六条第一項第一号に次のように加える。

チ 配管を有する水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造とすること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第一項の許可（この条例の施行前にされた同項の許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可を含む。）を受けて営む公衆浴場に係る構造設備及び衛生措置に関する基準については、当分の間、第一条の規定による改正後の公衆浴場法施行条例第四条第一号ワ、ヨ、タ(3)、シ(2)及びネ並びに第二号ト（これらの規定が同条例第五条第一号ヘ若しくは第二号又は第六条第一号への規定により適用される場合を含む。）の規定は適用せず、同条例第四条第一号タ(2)及び第二号ニ（これらの規定が同条例第五条第一号ヘ又は第二号の規定により適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条例第四条第一号タ(2)中「こと」とあるのは「こと。ただし、循環ろ過した浴槽水を打たせ湯及びシャワーに使用せず、かつ、当該浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずる場合は、この限りでない」と、同条第二号ニ中「浴槽水（気泡発生装置又はジェット噴射装置に使用する浴槽水を除く。）」とあるのは「浴槽水」とする。
- 3 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可（この条例の施行前にされた同項の許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可を含む。）を受けて営む旅館業の施設に係る衛生措置等及び構造設備に係る基準については、当分の間、第二条の規定による改正後の旅館業法施行条例第四条第四号ニ並びに第六条第一項第一号ハ、ニ、ホ(3)、ヘ(2)及びチ（これらの規定が同条第二項第一号又は第三項第四号の規定により適用される場合を含む。）の規定は適用せず、同条例第四条第四号

イ及び第六条第一項第一号ホ(2) (同条第二項第一号又は第三項第四号の規定により適用される場合を含む。)の規定の適用については、同条例第四条第四号イ中「浴槽水(気泡発生装置又はジェット噴射装置に使用する浴槽水を除く。)」とあるのは「浴槽水」と、同条例第六条第一項第一号ホ(2)中「こと」とあるのは「こと。ただし、循環ろ過した浴槽水を打たせ湯及びシャワーに使用せず、かつ、当該浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずる場合は、この限りでない」とする。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十六号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九十七号イ中「に係る建築物が」を「の対象とする範囲に」に、「を有するものである」を「が含まれる」に改め、同号イ(2)を削り、同号イ(3)(i)中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「別表第九の上欄に掲げる戸数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第十一の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額」に改め、同号イ(3)(i)及び(ii)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号イ(2)の次に次のように加える。

- (3) 複合建築物(非居住部分を有する共同住宅等をいう。以下同じ) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (i) 建築物全体
- (一) 共用部分がある場合 別表第九の上欄に掲げる戸数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額、別表第十一の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第十三の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額
- (二) 共用部分がない場合 別表第九の上欄に掲げる戸数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第十三の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額
- (ii) 非居住部分以外の部分
- (一) 共用部分がある場合 別表第九の上欄に掲げる戸数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及び別表第十一の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額
- (二) 共用部分がない場合 別表第九の上欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額
- (iii) 非居住部分 別表第十三の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下

新	旧
<p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三略</p> <p>四 原水等 原水（原湯（浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される温水をいう。以下この号、第七号及び第四条第一号ヨにおいて同じ。）の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される水をいう。）、原湯及び洗いの給水栓又は給湯栓から供給される湯水をいう。</p> <p>五 七略</p> <p>八 調節箱 洗いの給湯栓から供給される温水の温度を調節するための箱をいう。</p> <p>（一般公衆浴場の構造設備及び衛生措置に関する基準）</p> <p>第四条 一般公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 構造設備に関する基準</p> <p>イ 三略</p> <p>ワ 調節箱を設ける場合は、清掃が容易に行える構造とし、かつ、調節箱内の温水を塩素系薬剤等により消毒することができる構造とする。</p> <p>カ 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三略</p> <p>四 原水等 原水（原湯（浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される温水をいう。以下この号及び第七号において同じ。）の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される水をいう。）、原湯及び洗いの給水栓又は給湯栓から供給される湯水をいう。</p> <p>五 七略</p> <p>（一般公衆浴場の構造設備及び衛生措置に関する基準）</p> <p>第四条 一般公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 構造設備に関する基準</p> <p>イ 三略</p> <p>ワ 略</p> <p>カ 浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、ヘアキャッチャー（浴</p>

ヨ 原水（原湯の原料に用いる水を除く。）及び原湯は、浴槽水の水
面より上の位置から注入される構造とすること。

タ 浴槽水を循環させる設備を設けるときは、次のとおりとする。

(1) ヘアキャッチャー（浴槽水を再利用する際に浴槽水中の毛髪そ
他の比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。）、一時
間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有するろ過装置及び浴槽水
の消毒設備又は装置を設けること。ただし、これらと同等の措置
を行う場合は、この限りでない。

(2) 循環ろ過した浴槽水は、浴槽の底部又は底部に近い部分から供
給される構造とすること。

(3) 浴槽水の消毒に使用する薬剤の注入口は、浴槽水がろ過装置に
入る直前に設けること。

レ 浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設けるときは、次の
とおりとする。

(1) 空気取入口にフィルター等を設け、土ぼこり等が入らない構造
とすること。

(2) 点検、清掃及び排水が容易に行える構造とすること。

ソ・ツ略

ネ 配管を有する水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消毒
することができる構造とすること。

ナ・ム略

槽水を再利用する際に浴槽水中の毛髪その他の比較的大きな異物を
捕集する網状の装置をいう。）、一時間当たり浴槽の容量以上のろ
過能力を有するろ過装置及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けるこ
と。ただし、これらと同等の措置を行う場合は、この限りでない。

ヨ 浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設置する場合は、空
気取入口にフィルター等を設け、土ぼこり等が入らない構造とする
こと。

タ・レ略

ソ・ネ略

二 衛生措置に関する基準

イ〜ハ略

ニ 浴槽水は、毎日完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。ただし、循環ろ過し、かつ、継続して使用している浴槽水（気泡発生装置又はジェット噴射装置に使用する浴槽水を除く。）については、一週間に一回以上定期的に完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃し、及び消毒すること。

ホ・ヘ略

ト オーバーフロー水（浴槽からあふれ出た湯水をいう。）を再利用しないこと。

チ 設備、装置及び配管は、定期的に消毒するとともに、適宜清掃等

リ〜タ略

レ おおむね七歳以上の男女を混浴させないこと。

ソ〜ネ略

（その他の公衆浴場の構造設備及び衛生措置に関する基準）

第五条 第二条第二号イ、ロ、ハ及びホに掲げるその他の公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

一 構造設備に関する基準

イ〜ホ略

へ 前条第一号ロ、ニ、ホ、ト、ヌ、ワ及びヨからムまでに掲げる基準によること。

二 略

第六条 第二条第二号ニに掲げるその他の公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

一 構造設備に関する基準

二 衛生措置に関する基準

イ〜ハ略

ニ 浴槽水は、毎日完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。ただし、循環ろ過し、かつ、継続して使用している浴槽水については、一週間に一回以上定期的に完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃し、及び消毒すること。

ホ・ヘ略

ト 打たせ湯及びシャワーに使用する湯水は、循環ろ過した浴槽水を

使用するしないこと。
ろ過装置等により浴槽水を循環させる場合は、浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。

リ〜タ略

レ おおむね十歳以上の男女を混浴させないこと。

ソ〜ネ略

（その他の公衆浴場の構造設備及び衛生措置に関する基準）

第五条 第二条第二号イ、ロ、ハ及びホに掲げるその他の公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

一 構造設備に関する基準

イ〜ホ略

へ 前条第一号ロ、ニ、ホ、ト、ヌ及びカからナまでに掲げる基準によること。

二 略

第六条 第二条第二号ニに掲げるその他の公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

一 構造設備に関する基準

イハ略

へ 第四条第一号ホ、ヌ、ワ、ヨ及びムに掲げる基準によること。

二 衛生措置に関する基準

イハ略

ニ 第四条第二号イ、ロ、チ、カ及びソからネまでに掲げる基準によること。

イハ略

へ 第四条第一号ホ、ヌ及びネに掲げる基準によること。

二 衛生措置に関する基準

イハ略

ニ 第四条第二号イ、ロ、カ及びソからネまでに掲げる基準によること。

旅館業法施行条例新旧対照表（第二条関係）

新	旧
<p>（衛生措置等の基準）</p> <p>第四条 法第四条第二項の規定により条例で定める衛生措置等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 三略</p> <p>四 浴室の衛生措置等</p> <p>イ 客室に設けられた浴室の浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下この条及び第六条第一項第一号において同じ。）については客室の使用ごとに、宿泊者が共同して利用する浴室（以下この号において「共同浴室」という。）の浴槽水については毎日、完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。ただし、循環ろ過し、かつ、継続して使用している浴槽水（気泡発生装置又はジェット噴射装置に使用する浴槽水を除く。）については、一週間に一回以上定期的に完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃し、及び消毒すること。</p> <p>ロ 共同浴室の浴槽水は、適温に保つとともに、常に満杯状態に保ち、十分に原湯等（原湯（浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される温水をいう。キ及び第六条第一項第一号ニにおいて同じ。）又は循環ろ過した浴槽水をいう。ルにおいて同じ。）を供給することにより清浄に保つこと。</p> <p>ハ 循環式浴槽（湯水の使用量を抑制する目的で、浴槽水を循環させる構造の浴槽をいう。）は、浴槽水があるときは、ろ過装置（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装</p>	<p>（衛生措置等の基準）</p> <p>第四条 法第四条第二項の規定により条例で定める衛生措置等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 三略</p> <p>四 浴室の衛生措置等</p> <p>イ 客室に設けられた浴室の浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下この条及び第六条第一項第一号において同じ。）については客室の使用ごとに、宿泊者が共同して利用する浴室（以下この号において「共同浴室」という。）の浴槽水については毎日、完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。ただし、循環ろ過し、かつ、継続して使用している浴槽水については、一週間に一回以上定期的に完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃し、及び消毒すること。</p> <p>ロ 共同浴室の浴槽水は、適温に保つとともに、常に満杯状態に保ち、十分に原湯等（原湯（浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される温水をいう。キにおいて同じ。）又は循環ろ過した浴槽水をいう。ルにおいて同じ。）を供給することにより清浄に保つこと。</p> <p>ハ 循環式浴槽（湯水の使用量を抑制する目的で、浴槽水を循環させる構造の浴槽をいう。）は、浴槽水があるときは、ろ過装置（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装</p>

置をいう。以下この号並びに第六条第一項第一号ホ(1)及び(3)において同じ。)及び消毒装置を常に作動させること。

ニ オーバーフロー水(浴槽からあふれ出た湯水をいう。)を再利用しないこと。

ホ 設備、装置及び配管は、定期的に消毒するとともに、適宜清掃等をする事。

へ・ト略

チ 浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、原水等(原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される水をいう。第六条第一項第一号ニにおいて同じ。)、原湯及び洗い場の給水栓又は給湯栓から供給される湯水をいう。以下この号において同じ。)及び浴槽水の水質検査を、一年に一回以上行い、その記録を三年間保存すること。ただし、原水等については、当該原水等に水道法等(水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水をいう。ヨにおいて同じ。)のみを使用しては、当該浴槽水については当該浴槽水を使用することに完全に換水している場合は、この限りでない。

リソ略

(構造設備の基準)

第六条 旅館業法施行令(昭和三十三年政令第五百五十二号。以下この条において「政令」という。)第一条第一項第八号の規定により条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 浴室及びシャワー室(以下この条において「浴室等」という。)を設ける場合は、次に掲げる基準によること。

置をいう。以下この号及び第六条第一項第一号ハにおいて同じ。)及び消毒装置を常に作動させること。

ニ 打たせ湯及びシャワーに使用する湯水は、循環ろ過した浴槽水を~~使用しないこと。~~

ホ ろ過装置等により浴槽水を循環させる場合は、浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。

へ・ト略

チ 浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、原水等(原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される水をいう。)、原湯及び洗い場の給水栓又は給湯栓から供給される湯水をいう。以下この号において同じ。)及び浴槽水の水質検査を、一年に一回以上行い、その記録を三年間保存すること。ただし、原水等については、当該原水等に水道法等(水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水をいう。ヨにおいて同じ。)のみを使用しては、当該浴槽水については当該浴槽水を使用ごとに完全に換水している場合は、この限りでない。

リソ略

(構造設備の基準)

第六条 旅館業法施行令(昭和三十三年政令第五百五十二号。以下この条において「政令」という。)第一条第一項第八号の規定により条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 浴室及びシャワー室(以下この条において「浴室等」という。)を設ける場合は、次に掲げる基準によること。

イ・口略

ハ 調節箱（洗い場の給湯栓から供給される温水の温度を調節するための槽をいう。以下この号において同じ。）を設ける場合は、清掃が容易に行える構造とし、かつ、調節箱内の温水を塩素系薬剤等により消毒することができるとする構造とすること。

ニ 原水（原湯の原料に用いる水を除く。）及び原湯は、浴槽水の水面上より上の位置から注入される構造とすること。

ホ 浴槽水を循環させる設備を設けるときは、次のとおりとする。

(1) ヘアキャッチャー（浴槽水を再利用する際に浴槽水中の毛髪その他の比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。）、一時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有するろ過装置及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けること。ただし、これらと同等の措置を行う場合は、この限りでない。

(2) 循環ろ過した浴槽水は、浴槽の底部又は底部に近い部分から供給される構造とすること。

(3) 浴槽水の消毒に使用する薬剤の注入口は、浴槽水がろ過装置に入る直前に設けること。

ヘ 浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設けるときは、次のとおりとする。

(1) 空気取入口にフィルター等を設け、土ぼこり等が入らない構造とすること。

(2) 点検、清掃及び排水が容易に行える構造とすること。

ト 略

チ 配管を有する水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消毒

イ・口略

ハ 浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、ヘアキャッチャー（浴槽水を再利用する際に浴槽水中の毛髪その他の比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。）、一時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有するろ過装置及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けること。ただし、これらと同等の措置を行う場合は、この限りでない。

ニ 浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設置する場合は、空気取入口にフィルター等を設け、土ぼこり等が入らない構造とすること。

ホ 略

することができ、構造とすること。

二・三略

2・3略

二・三略

2・3略